

表 新旧離脱協定案におけるアイルランド・北アイルランドに関する取り決めの主な相違点

分類	旧離脱協定案(2018年11月25日合意)	新離脱協定案(2019年10月17日合意)
発動条件・期間	<ul style="list-style-type: none"> ○移行期間(2020年末まで。最長で2022年末まで延長可)終了までにハードボーダー回避策が導入できない場合に発動。あくまでも一時的な措置としての安全策(バックストップ)。 ○発動後、ハードボーダー回避策が導入されれば、直ちに解除。 	<ul style="list-style-type: none"> ○移行期間終了後、直ちに自動的に適用。 ○北アイルランド議会の支持が続く限り、恒久的に適用(新たな方策に置き換えることも可能)。
関税	<ul style="list-style-type: none"> ○EUと英国全土を単一の関税領域に。 ○EUと英国全土が、関税領域外には対外共通関税を適用し、域内では南北アイルランド、北アイルランド・グレートブリテン島間の通関手続きを回避。 	<ul style="list-style-type: none"> ○EUと英国は別の関税領域となり、北アイルランドは英国側に所属。 ○南北アイルランド間での通関手続きを回避するため、北アイルランドは引き続きEU関税法典(UCC)に従う。 ○通関手続きは北アイルランド・グレートブリテン島間で、英当局が実施。免除対象品目は英EUから成る合同委員会が決定。 ○英当局が徴収した関税はEUに送金せず、北アイルランドにとどまる物品との差分還付や、事業者の他の支出との相殺などに用いる。
規制	<ul style="list-style-type: none"> ○工業製品、農産食品などについては、北アイルランドのみEU規制を適用。 ○北アイルランドからグレートブリテン島への物品の移動は規制されない。英EU双方は両地域間の円滑な物品移動に最大限努力(検査の最小化・効率化など)。 	
VAT・物品税	<ul style="list-style-type: none"> ○物品貿易については、北アイルランドのみEU規制を適用。 	<ul style="list-style-type: none"> ○物品貿易については、北アイルランドのみEU規制を適用。 ○徴収を含め、運用は英当局が行う。徴収した同税はEUに送金しない。 ○代替手段として北アイルランドの同税をアイルランドで適用されるものに合わせて免税・減税することも可能。
公正な競争条件(LPF)	<ul style="list-style-type: none"> ○単一関税区域において公正な競争を担保するため、英国は課税、環境、労働、競争法、政府補助金等に関する規制をEU規制に整合させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○北アイルランドの農産品等、同地域とEUの通商に関連する政府補助金は、EU規制に整合させる(単一関税区域に関する規定が削除されたことに伴い、その他は除外)。
北アイルランドの同意	<ul style="list-style-type: none"> ○規定なし(バックストップの解除は、英EU双方から成る合同委員会が状況を評価した上で決定)。 	<ul style="list-style-type: none"> ○北アイルランド議会が英国政府の宣言に則って議会採決により意思表示。 ○議会が適用継続を支持しなければ、適用期間終了から2年後に解除。この期間に合同委員会がハードボーダー回避の代替策を提案。 ○議会支持の条件は3パターンあり、①全体の過半数、②全体の過半数かつ英国派・アイルランド派両派の過半数、③全体の60%以上かつ各派で40%以上が賛成の「加重過半数」が条件。 ○移行期間終了後の適用期間は4年間。以降は、上記①の場合は4年間、②、③の場合は8年間。

(出所)英国政府、EU、オープン・ヨーロッパ資料を基にジェトロ作成